

審査基準・標準処理期間

所属名	京都府水産事務所 漁政課 漁港漁場係
内線番号	76

No.	項目	内容
①	処分名	特定漁港施設の運営の事業を有するために必要な資力及び信用の認定
②	法令名	漁港及び漁場の整備等に関する法律
③	法令番号	平成25年法律第137号
④	根拠条項	第37条の2第1項
⑤	処分権者	京都府知事(専行先:京都府水産事務所長)
⑥	審査基準	農林水産省令 第21条 次の各号に掲げる漁港区分に応じそれぞれ当該各号に定める数量 一 次条第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる漁港施設を運営させる漁港 年間百トン 二 次条第四号に掲げる漁港施設を運営させる漁港 年間零トン 農林水産省令 第22条 漁港施設は次に掲げるものとする。 一 係留施設 二 輸送施設 三 漁船修理場 四 増殖及び養殖用施設 五 漁獲物の処理、保蔵、加工及び販売施設 六 漁港管理施設(船舶保管施設及び発電施設に限る。) 七 前各号に掲げる施設の機能を確保するための護岸 八 前各号に掲げる施設の敷地 農林水産省令 第22条 基準は次のとおりとする。 一 特定漁港施設の運営の事業を実施するために必要な資力及び信用を有していること。 二 特定漁港施設の機能の高度化に関する知識及び技術を有していること。 三 その実施する特定漁港施設の運営の事業が、次のいずれにも該当するものであること。 イ 当該漁港における水産物に係る衛生管理の方法の改善、水産物の集出荷、販売その他の流通に係る業務の効率化、漁船の修理の方法の改善、増殖若しくは養殖の推進、船舶の保管の方法の改善又は効率的な電力供給による水産物の生産若しくは流通の円滑化に特に資すること。 ロ 当該漁港の漁港管理規程に適合すること。 ハ 当該漁港における漁港漁場整備事業の施行に支障を及ぼさないこと。 ニ 当該漁港の利用を阻害しないこと。 ホ ロからニに掲げるもののほか、当該漁港の保全に支障を及ぼさないこと。
⑦	経由機関名	
⑧	協議機関名	
⑨	標準処理期間	(⑩合計期間)申請のあった日から60日以内
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	京都府知事(専行先:京都府水産事務所長)
⑪	問合せ	京都府水産事務所 漁政課 漁港漁場担当(0772-22-4436)
⑫	備考	農林水産省令第23条に定める様式にて申請のこと。